

2024年度の役員改選を行いました

当協会は、第75回「定時会員総会」において2024年度の 協会役員として理事28名の選任を行い、同日開催した理事 会において、正副会長を右表のとおり決定しました。

理事名簿や正副会長の略歴等は当協会ウェブサイト (https://www.chiginkyo.or.jp/association/opi nion_infomation/information/001321.html) を ご覧ください。



会長	常陽銀行	頭取 秋野 哲也 (新任)
副会長	池田泉州銀行	頭取 鵜川 淳 (新任)
	東邦銀行	頭取 佐藤 稔 (新任)
	横浜銀行	頭取 片岡 達也 (新任)
	静岡銀行	頭取 八木 稔 (新任)
	全国地方銀行協会 専務理事 川上 尚貴(再任)	

「地方銀行における環境・気候変動問題への取り組み」を公表しました

当協会は、環境・気候変動問題に対する地方銀行の取り組 みを支援する活動を行っています。その一環として、5月 15日、「地方銀行における環境・気候変動問題に関する取り 組み」としてレポートを取りまとめ・公表しました。本レ ポートは年1回公表しており、今回で4回目となります。

本レポートでは、以下の4点について紹介しています。

- ①地方銀行全体の取り組み状況:銀行における態勢整備 や、取引先に対する支援等の状況。
- ②個別銀行の主な取り組み事例:環境・気候変動問題への 対応に資する投融資の具体的な事例等。

- ③当協会による地方銀行への取り組み支援活動:サポート ツールの作成や研修・意見交換会の開催等。
- ④当協会事務局による環境負荷低減活動:Scope1~3の CO₂排出量の試算結果等。

当協会は、今後とも、地方銀行の取り組みを支援していく とともに、自らの環境負荷低減活動にも積極的に取り組ん でまいります。

詳細は、当協会ウェブサイト(https://www. chiginkyo.or.jp/regional_banks/initiative/envi ronment/) をご覧ください。



地方銀行全体の取り組み状況のグラフを 多数掲載!

地方銀行全体の取り組み状況【取引先に対する支援】 ■ 地方銀行は、脱炭素化の実現に向け、具体的な取り組みを推進しています。 ■ 取引先とのエンゲージメントを通じ、気候変動問題に対する共通認識を醸成しながら、CO₂ 排出量の削減に寄与する資金面・非資金面での支援を行っています。 (銀行数: n=62) (IBi7t): n=62) 47 54 グリーンファイナンスの実施 サービスの提供 ファイナンスの内訳(複数回答80) 35 47 販売する企業等の紹介 39 投資素推進の取り組みに サステナビリティ・リンク・ローン (エンゲージメント) 省エネや肥炭素化に関する セミナーの実施 トランジション・ファイナンス CO-WHIEDERADE ボシティブ・インパクト・ファイナンス 以称変動が応に基づく評価指標が ■2023年10FI

個別銀行の主な取り組み事例【投融資①】

■ 地方銀行は、環境・気候変動問題への対応に資する投融資に積極的に取り組んでいます。

岩手銀行:東北電力株に対する「グリーンローン」の実行

始しました

- 足利銀行:グリーンローンによる省エネルギー事業支援
 - 本週連合金は、同社がリース契約を締結する栃木県宇都宮市 において、市立小・中学校の結合施設および上河内総会セン ケーに導入している総会選擇場用の空頭機器の取得資用に充 当されます。
 - 省エネルギー性能に優れた高効率空間機器の導入により、高い CO。削減効果が明待できます。
- 横浜銀行は、さがみはらバイオガスパワー間に対し、「SDGsヴリー ンローンによる資金協力を行い、「さがみはらバイオガスパワー田 名発電所」の関所を支援し、2023年11月、同施設が稼働を開 同胞設は、地域の食品廃棄物などを受け入れて、「飼料化」「配 料化」「エネルギー化」することができる国内初のカスケード利用型 リサイクル施設で、メタン発酵によって発生させたパイオカスを燃料 として発電します

横浜銀行:サステナブルファイナンスを通じた地域脱炭素推

各行の多種多様な取り組みも 紹介!

▲ 「地方銀行における環境・気候変動問題への取り組み」(2024年5月公表)より一部抜粋。

「地方銀行2023年度決算の概要」を公表しました

当協会は、2023年度における地方銀行の決算について、 概要をとりまとめ、公表しました。

地方銀行62行計で、経常利益は前年同期比+16.0%の1 兆1,913億円、当期純利益は+13.5%の8,513億円となり ました。 詳細は、当協会ウェブサイト (https://www.chiginkyo.or.jp/data/result) をご覧ください。



「口座管理法制度」が始まりました

―― 預金口座への付番意思確認にご協力ください

最近口座を開設したら、窓口で「お持ちの口座にマイナン バーを紐付けますか?」と聞かれた。そんな方もいらっ しゃるかもしれません。

2024年4月から、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」(「口座管理法」)が施行され、金融機関には、窓口やオンラインで口座を開設するお客さまに対し、お客さまが保有する全ての預金口座にマイナンバーを紐付けて管理(付番)するかどうか、確認することが義務付けられました。

預金口座にマイナンバーを付番することにより、今年度末頃には、お客さまが万が一災害等で避難した場合に通帳・キャッシュカードを紛失したとしても、避難先の金融機関からマイナンバーを使ってお客さまの取引金融機関の口座情報を確認することができるようになります。また、お客さまが亡くなられた場合、相続人がお客さまの預金口座をマイナンバーで特定することができるようになります。

現時点では、お客さまが口座開設をお申し込みになった金融機関にある預金口座へのマイナンバーの付番が可能になっただけですが、今年度末頃には、預金口座を複数の金融機関に開設している場合、1つの金融機関への付番のお申し込みにより、複数の金融機関の預金口座への付番が可能になります。また、マイナポータルからも付番の申請もできるようになります。

なお、口座管理法制度では、銀行がお客さまに付番の意思を確認することは義務付けられましたが、付番するかどうかは、あくまでお客さまの判断(本人同意が前提)となります。銀行窓口等での付番意思確認に、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



▲ デジタル庁ウェブサイト (https://www.digital.go.jp/policie s/mynumber/explanation/#guidance2.3) より。

・ 全国規模では初!「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言式」の開催

2024年5月30日、国税・地方税の納付に関わる官民23団体による「キャッシュレス納付推進全国宣言式」が開催されました。

式典では、国税庁・総務省・日銀・全銀協・当協会で作成した「国税・地方税のキャッシュレス納付共同レポート」の公表や、キャッシュレス納付に関する動画の上映などのほか、優れた取り組みとして、国税庁長官より感謝状が北國銀行等に贈呈されました。



bick obj

■ 2011 単同レポート掲載のウェブサイト

→https://www.chiginkyo.or.jp/association/ opinion_infomation/information/001315. html



地方銀行の好事例も多数紹介!



銀行単独での取り組みにとどまらず、 関係者を巻き込んだ一斉プロジェクト は業界初の試み。

継続的な「導入サポート」の実施や 営業店・地公体での勉強会で、 e-Tax、eLTAXの導入が進展。





県下一斉推進運動のほか、 独自に**口座振替キャンペーン**も行い、 キャッシュレス納付を促進。

電子納税先進県の実現に向け、 県内の関係者全員のプロジェクト 参加を目指して活動中。





地道な**行員向け勉強会**や 他行向け研修等で、 石川県の国税キャッシュレス納付率 全国1位を牽引。

会員銀行の協力を得て、 **地域を超えた**キャッシュレス納付 推進・周知をサポート。



国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言

社会全体のデジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、官民の業務の効率化や 生産性の向上に資するものであり、その推進は、私たちにとって共通の課題です。

これまで、国税当局、地方税当局及び関係団体においては、キャッシュレス納付 の利便性向上と普及促進に向けて、様々な取組を進めてまいりました。また、金融 界においても、税・公金収納の効率化・電子化に向けて、様々な関係者に働きかけ を行ってまいりました。

こうした取組のもと、キャッシュレス納付の利用割合については、年々上昇傾向にあり ますが、未だ普及の余地が大きい状況にもあります。

より多くの方々がキャッシュレス納付の恩恵を享受し、誰一人取り残されることの ないデジタル社会を実現できるよう、また、事業者の業務のデジタル化など社会全体の デジタル化が実現できるよう、私たちが一層連携し、協力して取り組んでいくことが重 要であると認識しています。

私たちは、こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共 同して推進していくことを宣言します。

令和6年5月30日

[共同宣言者]

国

本 銀 行 一般社团法人全国銀行協会 一般社団法人全国地方銀行協会 一般社団法人第二地方銀行協会 一般社団法人全国信用金庫協会 一般社団法人全国信用組合中央協会 一般社団法人全国労働金庫協会 林中央金庫 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会 日本マルチペイメントネットワーク運営機構 庁

日本税理士会連合会 一般社団法人全国青色申告会総連合 公益財団法人全国法人会総連合 全国間税会総連合会 全国納税貯蓄組合連合会 公益財団法人納稅協会連合会 全 国 会 全 国 市 長 会 全 玉 町 村 地 方 税 共 同機 構 省 総 務 庁

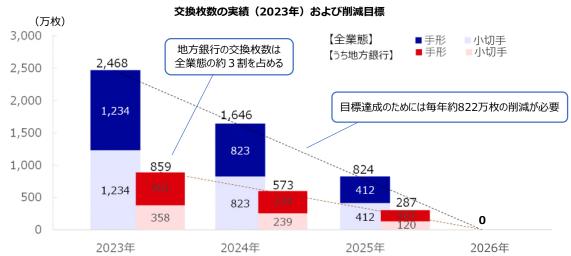
税

答前约号フ

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組み状況

企業・金融機関双方の事務負担の削減・生産性向上の観点から、政府は約束手形の利用廃止・小切 手の全面的な電子化の方針を示しています。

金融界は、政府方針を踏まえ、「2026年度末までに交換所における手形・小切手の交換枚数をゼ 口にする」取り組みを進めています。足元の交換枚数は2,468万枚で、目標達成のためには、今後、 毎年約822万枚の削減が必要です。



▲ 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会(事務局:全銀協)「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書 (2023年度)」等より当協会作成(以下のグラフも同じ)。

地方銀行は、紙の手形・小切手を利用して いる取引先に対し、でんさい(電子記録債 権)やインターネットバンキングによる振込 といった電子的決済手段への移行が円滑に進 められるよう支援を行っています。でんさい の発生記録請求件数は、中小企業を中心に 年々増加しています。紙の手形・小切手を利 用されている方は、ぜひ、早めの切り替えを お願いいたします。

でんさいの発生記録請求件数と前年対比増加件数



■中小企業1:同2,000万円以上1億円未満

■中小企業2・個人事業主:同2,000万円未満

2024年6月12日 公表 地銀協レポート Vol.13

一般社団法人全国地方銀行協会 〒101-8509 東京都千代田区内神田3-1-2 TEL 03-3252-5170 https://www.chiginkyo.or.jp/



地銀協レポートをお読みいただき ありがとうございます。 ご意見・ご感想をお聞かせください。

地銀協公式X(旧Twitter)でも、地銀界や 会員銀行の取り組みを紹介しています。 ぜひフォローしてください!

